

下記の事項を十分にお読みください。

1. ガス小売事業者

当社は、ガス小売事業者である株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「FNJ」といいます。）との取次委託契約にもとづき、ガスを販売します。当社は、取次事業者としてお客さまと本契約を締結しますが、実際のガスの供給はFNJにより実施されます。

2. お申込方法

- （1）WEBページからの申込み情報の送信等、当社指定の様式によって申込みをしていただきます。
- （2）お客さまは、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただけます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。
 - （ア）お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を順守すること
 - （イ）本契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当社が当該一般ガス導管事業者に提供すること
 - （ウ）法令に定める直近のガス機器調査の結果等、本契約の締結に必要な事項について、当社がFNJを通じて当該一般ガス導管事業者から提供を受けること

3. 契約の成立、契約期間、供給開始予定日

- （1）本契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- （2）契約期間は、契約が成立した日から、ガス料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- （3）契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、本契約は、契約期間満了後も同一条件で1年間継続されるものとし、以後同様といたします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更 新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社WEBページ上に掲載する方法またはその他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

（4）お客さまは、本契約のお申込みをキャンセルする場合には、需給開始日の6営業日前までに当社に対してお申し出いただくものとします。

- （5）契約・解約時のご注意事項
 - ・**本契約の解約をご希望されるお客さまは、解約希望日の8営業日前までに当社に対してお申し出いただくものとします。**
 - ・本契約を適用開始日から1年未満に解約された場合、同一需要場所において再度本契約、あるいは他の契約プランにお申し込みをいただいても、解約日から1年未満の場合は、これを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合は、この限りではありません。
 - ・本契約の適用開始日から1年未満に他の契約プランへの変更のお申し込みがなされた場合、当社はそのお申し込みを承諾できないことがあります。
- （6）供給開始予定日

原則として、当該一般ガス導管事業者との託送契約等の申込が完了した日以降最初に到来する検針日となります。

4. プラン種別およびガス料金等

- （1）プラン種別は、次のとおりといたします。なお、一部プランに附帯するサービスについて、その内容は各附帯サービスに関して定められた利用規約・約款（以下「対象約款」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは各附帯サービスの利用にあたり、各対象約款に同意の上、その定めに従うものとします。

提供エリア	プラン種別	付帯サービス
大阪ガスエリア	オリジナルガス セットプラン	—
大阪ガスエリア	オリジナルガス セーフティープラン	つながる修理サポート（N） ※1※2※3

- ※1 提供元：匠ワランティアンドプロテクション株式会社対象約款：つながる修理サポート（N）規約 https://takumiwp.co.jp/sites/default/files/2021-03/kiyaku_N_0.pdf
- ※2 「つながる修理サポート（N）」の利用契約はお客さまと提供元の間で締結されるものとします。なお、本契約が終了した場合、「つながる修理サポート（N）」の利用契約も同日付で終了するものとし、当該利用契約終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとします。
- ※3 お客さまは、お客さまと提供元との間の「つながる修理サポート（N）」の利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で提供元が当社に対して譲渡することに同意するものとします。なお、この場合において、提供元および当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

- （2）ガス料金は、プラン種別に応じて以下の料金表に定める基本料金および従量料金の合計とします。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。

ガス料金表	1か月のガスご使用量	オリジナルガス セットプラン		オリジナルガス セーフティープラン	
		基本料金（円/月）	従量料金単価（円/m ³ ）	基本料金（円/月）	従量料金単価（円/m ³ ）
A表	0m ³ から20m ³ まで	1,056.00円	174.81円	1,016.00円	174.81円
B表	20m ³ をこえ50m ³ まで	1,364.81円	144.52円	1,324.81円	144.52円
C表	50m ³ をこえ100m ³ まで	1,635.74円	139.10円	1,595.74円	139.10円
D表	100m ³ をこえ200m ³ まで	2,074.72円	134.71円	2,034.72円	134.71円
E表	200m ³ をこえ350m ³ まで	3,506.75円	127.55円	3,466.75円	127.55円
F表	350m ³ をこえ500m ³ まで	3,834.72円	126.62円	3,794.72円	126.62円
G表	500m ³ をこえ1000m ³ まで	6,981.94円	120.32円	6,941.94円	120.32円
H表	1000m ³ をこえる場合	7,307.87円	120.00円	7,267.87円	120.00円

- （3）お客さまが以下の適用条件をすべて満たす場合には、当社が定める申込方法により、以下に定める割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

セット割	
適用条件	<p>①お客さまが、「オリジナルガス セットプラン」にて本契約を締結すること</p> <p>②当社が取扱う電力供給サービスを利用中であり、かつ、お客さまから当社に対してその旨の申告があること</p> <p>③ ②の電力供給サービスに係る電力供給契約の契約者名義および契約者住所が、本契約の契約者情報と同一であること</p>

ガスの供給条件における重要事項（大阪ガスエリア）

セット割	
割引内容	（2）に定めるガス料金の総額から、毎月金100円（税込）を減じるものといたします
その他	<p>①割引制度の適用開始日は、「オリジナルガス セットプラン」に係る本契約にもとづく需給開始の日といたします。</p> <p>②お客さまが、上記適用条件を満たさなくなった場合または本契約の定め に違反した場合には、お客さまが上記適用条件を 満たさなくなった日の前日またはお客さまが本契約の定め に違反した日の前日が属する料金算定期間の次の料金算定期間に係るガス料金より、当社は、お客さまに対する割引制度の適用を終了するものといたします。</p>

5. 請求金額の計算方法等

- （1）請求金額等のご案内

月々の料金、ガスご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社WEBページにてお知らせいたします。
- （2）ガス料金の算定期間、ガスご使用量の計算方法等
 - （ア）ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。
 - （イ）ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、使用量は託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- （3）ガス料金の支払義務および支払期日
 - （ア）お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者から検針の結果を受領したこと等により当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求日」といいます。）に発生いたします。
 - （イ）お客さまのガス料金は、支払期日までに支払っていただきます。
 - （ウ）支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続しガス料金を一括して請求する場合の支払期日は、請求する料金の月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、この場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
 - （エ）支払期日が休日（銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日をいいます） の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。
- （4）ガス料金の支払方法等
 - （ア）ガス料金は原則として口座振替またはクレジットカード払いによってお支払いいただけます。ただし、これらの手続きが完了するまでの間は、当社が指定する金融機関の口座に払込む方法によってお支払いいただけます。
 - （イ）ガス料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合、クレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い 込まれなかった場合、または当社の事情により支払いができない場合等の特別の事情がある場合には、お客さまがガス料金を、当社が指定した 金融機関等を通じて払込みにより支払っていただきます。なお、この場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
 - （ウ）お客さまがガス料金を当社が指定する金融機関の口座に払込む方法により支払われる場合は、当社は、原則として払込票の発行手数料を申し受けます。
 - （エ）支払期日を経過してもなおガス料金やお客さまが負担する工事費負担金その他の本契約にもとづき発生する金銭（以下「ガス料金等」といいます。）が支払われない場合は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受ける事があります。
 - （オ）延滞利息は、その算定の対象となるガス料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
- （5）各種手数料

当社はお客さまの申出があった場合は、お客さまに係る利用明細書を発行し、その手数料として、1供給地点ごとに330円（税込）/月を申し受けます。ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式の払込票により支払っていただけます。なお、この場合には、払込票の発行手数料として、1払込票ごとに550円（税込）/月を申し受けます。

6. 解約等

- （1）お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は、FNJを通じてお客さまに対するガスの供給を停止し、または本契約を解除することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - （ア）1 1（供給の制限等）(1)によってガスの供給を制限または中止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - （イ）お客さまがガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - （ウ）本契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他、ガス需給約款または料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - （エ）お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - （オ）お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら行なった場合
 - （カ）お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - （キ）お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - （ク）当社が定めるガス需給約款または料金表の適用を受けられなくなった場合
 - （ケ）当社が定めるガス需給約款または本契約に違反した場合
- （2）当社が(1)により本契約を解約する場合には、当社は解約日に供給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

7. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

FNJは類別13Aのガスを供給しますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- (1) 熱量　最低熱量：44メガジュール　標準熱量：45メガジュール
- (2) 圧力　最高圧力：2.5キロパスカル　最低圧力：1.0キロパスカル
- (3) 燃焼性　供給ガスの属するガスグループ：13A　最高燃焼速度：47　最低燃焼速度：35　最高ウォッペ指数：57.8　最低ウォッペ指数：52.7

8. 本契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が本契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

9. 需要場所への立入りによる業務の実施

FNJまたは当該一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

（1）開栓および閉栓のための作業	（2）危険発生防止周知および消費機器調査のための業務	（3）その他本契約の成立、変更または終了等に必要業務
（4）当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務	（5）その他保安上必要な業務	

1 0. 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- （1）お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- （2）当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社また は当社、FNJまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、（1）の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- （3）お客さまは、12（供給施設等の保安責任）（3）および13（周知および調査義務）（2）のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- （4）当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- （5）お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- （6）お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- （7）当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

1 1. 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- （1）当社、FNJまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限若しくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限または中止していただくことがあります。なお、(サ)（シ）の場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
 - （ア）災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - （イ）ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
 - （ウ）ガス工作物の修理、その他工事施工のため必要がある場合
 - （エ）法令の規定による場合
 - （オ）ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - （カ）ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - （キ）保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
 - （ク）9（需要場所への立入りによる業務の実施）に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客さまが正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
 - （ケ）お客さまが、ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - （コ）お客さまが、ガス工作物を故意または過失により損傷しまたは失われた場合
 - （サ）その他当該一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
 - （シ）その他当社が定めるガス需給約款その他本契約、託送約款等またはその他の関連する規定に違反し、当社、FNJまたは当該一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- （2）お客さまが(1)に関する問い合わせ等を行う場合、当社に行うものとします。

1 2. 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- （1）内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さまが所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- （2）当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、（1）の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- （3）当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- （4）お客さまが当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

1 3. 周知および調査業務

- （1）当社およびFNJは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等の電磁的方法を通じてお客さまの閲覧に供することにより、必要な事項をお知らせいたします。
- （2）当社およびFNJは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていない風呂釜、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、当社およびFNJはお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- （3）当社およびFNJは、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

1 4. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- （1）お客さまは、13（周知および調査義務）（1）により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- （2）お客さまは、乾燥器、炉、ポイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。
- （3）お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用をお客さまに負担していただきます。
- （4）お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、ガス需給約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。詳細は、ガス需給約款3 5（お客さまの責任）（4）をご参照ください。
- （5）お客さまは、ガス事業法第62条にもとつき、所有または占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - （ア）お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - （イ）仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと。
 - （ウ）改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときは、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること。

1 5. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- （1）お客さまは、当社を通じて当該一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- （2）お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果がガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- （3）お客さまは、（1）および（2）に規定する検査を行う場合は、自ら立ち合い、または代理人を立ち合わせることができます。

1 6. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社およびFNJへ提供することについて、承諾するものといたします。

1 7. 供給方法およびガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

1 8. 工事費負担金等相当額の申受け等

- （1）当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとつき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- （2）当該一般ガス導管事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

1 9. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない等の場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

2 0. 個人情報の取扱いについて

当社は、お客さまに関する情報を、当社の「個人情報の取扱いについて」にて定める範囲にて利用いたします。

個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページの「個人情報の取扱いについて」（https://sutoene.co.jp/personal_info_gas/）をご参照ください。

<p>2 1. クーリング・オフに関するお知らせ</p> <p>（法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のために若しくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）</p> <ol style="list-style-type: none">（1）お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客さまにお送りする法定の重要事項説明書面をお客さまが受領した日を含めて8日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームより無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）から発生します。なお、この場合以下のとおりとします。<ol style="list-style-type: none">（ア）お客さまは損害賠償および解約金の支払いを請求されることはありません。（イ）すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。（ウ）お客さまがすでに代金または対面の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。（エ）お客さまはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。（2）上記クーリング・オフの行使を妨げるため当社が不実のことを告げることにより、お客さまが驚愕し、または当社が減じたことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための通知がされた日を含めて8日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームによりよりクーリング・オフを行うことができます。（3）クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。 名称：株式会社ストエネ 受付窓口 住所：〒760-0023 香川県高松市寿町1-4-3 高松中央ビル9F（4）当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記URLよりお手続きください。 https://sutoene-service.jp/coolingoff/

2 2. その他

- （1）上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定めるガス需給約款および料金表によります。
- （2）本契約を締結される場合、お申込み前にご利用されていたガス小売事業者等（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結されたガス需給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。
- （3）本契約の変更等
 - （ア）当社がガス需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後のガス需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款によります。ただし、当社によるガス料金単価の変更は、ガス需給約款に定めるところによります。
 - （イ）ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、（ウ）に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - （ウ）ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更ともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。
- （4）契約締結後書面の交付について
本契約が成立した場合、本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2 3. 各種お手続き、お問い合わせ

本契約内容の変更、解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。

<p><各種お手続き・お問い合わせ先></p> <ul style="list-style-type: none">●取次事業者 株式会社ストエネ 〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目36番1号 電話番号：0570-070-336 （携帯電話、PHSからもご利用いただけます。） 受付時間：10：00-18：00（年末年始を除く）	<p><ガス小売事業者></p> <p>株式会社ファミリーネット・ジャパン （ガス小売事業者登録番号：A0058） 〒105-6229 東京都港区愛宕二丁目5番1号 各種お手続き・お問い合わせ：エネルギーサービスお客さまセンター 電話番号：0120-554-841 （携帯電話、PHSからもご利用いただけます。） 受付時間：9:00～17:00（年末年始を除く）</p>
--	---